

流山市自治基本条例

「市民自治によるまちづくりの推進」のイメージ



市民自治によるまちづくりは、まちづくりに関わる市民等、市そして議会がそれぞれの役割を認識し、それぞれが連携・協力して、市民等のためにまちづくりを推進していくことで自治がさらに深化・発展していくことを目指しています。

- 市民等の多様な意見や要望の把握、集約
- 議会の傍聴

市民等 自治の主体

- 市民自治の主体である権利と自覚(第4条)
- 自治会やNPOなどの地域コミュニティへの積極的な参加(第6条)
- お互いを尊重し、協力し合ってまちづくりに参加(第6条、第36条)
- 市政に参加するときは発言と行動に責任を(第36条)

みんなでつくったまちのルール
みんなでつくるふるさと流山

- 行政サービスの提供
- 地域コミュニティへの支援(第6条)
- 積極的な情報提供(第7条～第9条)
- 個人情報の保護(第10条)

- 市政への参加(第11条～第17条)
- 情報の共有(第7条、第8条)

議会・議員

市民等のために市政を決定していく機関

- 市民等の声をしっかり把握し、市政に反映させる(第4条、第29条、第30条、第31条、第38条)
- 市の仕事のチェック(第29条、第30条)
- 市長との適切な緊張関係

- 条例、予算、決算などの議決
- 市政運営のチェック(第29条、第30条)

- 条例、予算、決算などの議案の提出

市(市長と職員)

市民等のために市政を運営する機関

- 市民等のため誠実で公正な市政の運営(第32条～第35条、第37条、第39条)
- 市民参加と協働の推進(第4条、第11条～第17条)
- 効率的な行政運営と行政評価(第22条～第24条)
- 職員の人材育成(第26条)

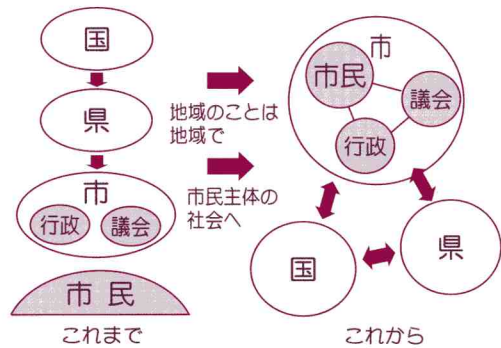
4 条例の構造図と構成

条例は全10章、41条の条文で構成しています。

条例はおおむね3階層で構成しています。前文、第1章そして第2章で、「条例の目的や理念」などの基本的な考え方を、第3章から第7章で「自治を推進するための原則や制度」を、そして第8章から第10章で「条例の実効性」を定めています。

「流山市自治基本条例」の構造図





定プロセスは自治の主体である市民との協働を重視し、りました。

に「自治基本条例策定市民協議会」を組織し、主体的な

会の皆さんが直接まちへ出て地域の意見を聴く「パブ採用しました。

PTAなどの様々な立場の方と「パブリック・インボルの方から約7,000件の意見をいただきました。

しました。市はその原案を尊重し、さらに検討を重ね、



策定途中で条例づくりをPR



5 何が変わるの？

市民自治によるまちづくりの推進は、ただ、まちづくりを見守っていて育つものではありません。

自治の担い手である市民等、市及び議会が、「条例」の趣旨を理解し連携・協力し、それぞれが自らの立場で「まちづくり」のために行動することで、徐々（ジフリジフリと）に変わり育っていくものです。

具体的に、市や議会は、市民等が行政に参加し協働しやすい仕組みづくり、情報共有をさらに進めていきます。そして、地域特性に合った独自施策をさらに展開・推進していきます。

また、市民目線に立った市民サービスを提供する行政スタイルをさらに進め、そのための制度や仕組みをさらに整えていきます。

市民等は、自分たちの地域のことへの関心を高め、市政への参加や自治会などの地域のコミュニティ活動に主体的にかかわることで、市民の力がまちづくりに生かされ、人々の郷土愛がさらに高まっていくことで、市民自治がさらに育まれることを目指します。



☆詳しい条例の内容は流山市ホームページでご覧いただけます

流山市自治基本条例 ← 検索できます。

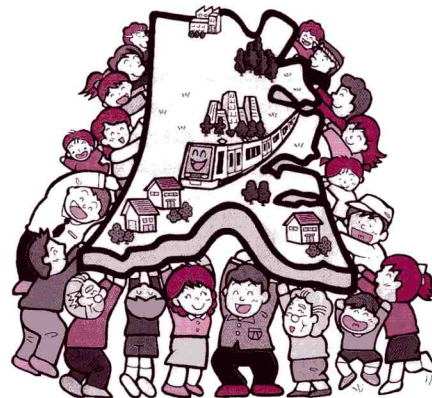
☆問い合わせ先☆

〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1
流山市役所 企画財政部 企画政策課
電話 04-7150-6064 FAX 04-7150-0111
Email:kikakukeiei@city.nagareyama.chiba.jp

平成21年4月1日施行

市民が主役のまちづくりをさらに目指して

流山市自治基本条例



1 自治基本条例って何？

自治基本条例は、流山市が目指す自治（まちづくり）の理念や、それを推進するための基本ルールを定めたものです。

流山市が目指す自治の基本理念を、「市民自治によるまちづくりの推進」と決めました。

「市民自治によるまちづくり」は、ただ単に見守っているだけで育つものではありません。自治の担い手である市民等、市長、議員及び市職員それぞれが、自分たちのまちの課題は自分たちで解決するため、自ら行動し、連携・協力してまちづくりを進めていくことで自治は深化し、発展するものです。

そのときの拠り所として、自治の基本理念を条例ではっきり決めました。

【条例より抜粋】

（目的）

第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

2 なぜ、自治基本条例を制定したの？

平成12年の地方分権改革以降、国と地方自治体との関係は上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限は拡大しました。

一方、自己決定・自己責任の重さも増え、各自自治体は画一的で均一的な運営から、地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められるようになりました。

流山市でも「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という、本来あるべき自治の姿に向け、どのような考え方でまちづくりを進めていくかという、基本ルールを定める必要があるとしてこの条例を制定しました。

3 どうやって作ったの？

流山市の自治の基本ルールを条例化することから、策平成17年9月から平成21年3月まで約3年半をかけて作公募により集まった市民の皆さんが半年間の勉強後策定作業に取り組みました。

その特徴は、市民参加の一つの手法として、市民協議リック・インボルブメント」(PI)という対話集会方式を市民協議会は、自治会や議員、NPO、商工会、高校生、ブメント」による延べ124回の対話を重ね、約3,400人それらの意見をもとに、市民協議会は条例原案を作成平成21年3月議会で議決されました。



PIで集められた市民意見を集約する市民協議会

【条例より抜粋】

前文 わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。

わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。

地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき市民自治を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神のこころ、行政、議会とともに、まちづくりを進めることが求められています。

この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。

流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治のための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。